

自動車小売業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9~10	店内の車両展示場にて、4段脚立にのって展示場内風景の写真を撮影中、4段脚立より転落した。なお、お客様への提案書類として活用するため、撮影を行っていた。	52	100~299
3	16~17	当社店舗の洗車場において、洗車作業の為、脚立に乗って車のルーフ部分を洗い、下りようとした際に誤って脚立の階段を踏み外し、高さ40cm位から転落し、脊柱を圧迫骨折、腰部を打撲した。	61	1~9
7	10~11	車のルーフの汚れ落としの作業をしているときに脚立を使い作業をしていたが降りる際に足を踏み外し転倒し負傷した。	53	30~49
7	16~17	磨き作業場にて車両の高さ約190cmのミニバン。脚立の高さ約150cmの上でルーフ磨き作業中脚立が後方に倒れ落下。左足踵骨折。	57	10~29
9	14~15	当社営業所洗車場前にて、脚立に乗って鉄くずクレーン車両の洗車作業を行っていたところ、左後部の洗車作業が終わり脚立から降りる際、足を踏み外して後ろ向きに転落した。転落する際、脚立を掴んでおり、脚立ごと一緒に後方へ倒れ、脚立が負傷者の上に乗かってしまい、倒れた際に腰と頭部を地面にぶつけ、頭部は着用していたヘルメットの後部調整ベルト部分が当たり、負傷した。	53	50~99
9	10~11	会社の敷地内で自動車の納車点検を脚立に登っておこなっていた所、その脚立から足がすべって地面に落下した、全体重が右足にのったため、右踵骨を骨折した。	39	1~9
	15~	軽自動車の天井を脚立を使用し、拭き上げ作業中、脚立の脚が折れ高さ約55cmか		10

11	16	ら転落し、左肩を打撲した。（原因）脚立が使い込まれており老朽化していたと思われる。	25	～ 29
12	11~12	<p> 鋳金塗装工場において、オーバースライダーの上部清掃のため、フォークリフトで足場をつくり、足場に昇るために2つ折りの脚立を伸ばした状態で使用していた。1ヶ所目の清掃が終わり、2カ所目の作業中に脚立を昇っている途中で、脚立のロックが外れ、脚立が二つに折れてしまい、そのまま地面に落下し倒れた。（脚立の使用向きが逆であったため、ロックピンに負荷が掛かり、ピンが破損してロックが外れてしまった。） </p>	70	50 ～ 99
12	11~12	工場内東側の換気扇の清掃中、脚立に乗っていてバランスを崩し転落し、左手首を骨折した。	57	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html